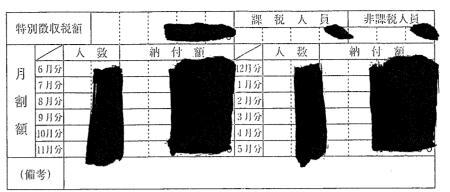
108-0073 東京都港区三田3丁目13番16号

三田43MTビル

KCCSモバイルエンジニアリング株式会社 様

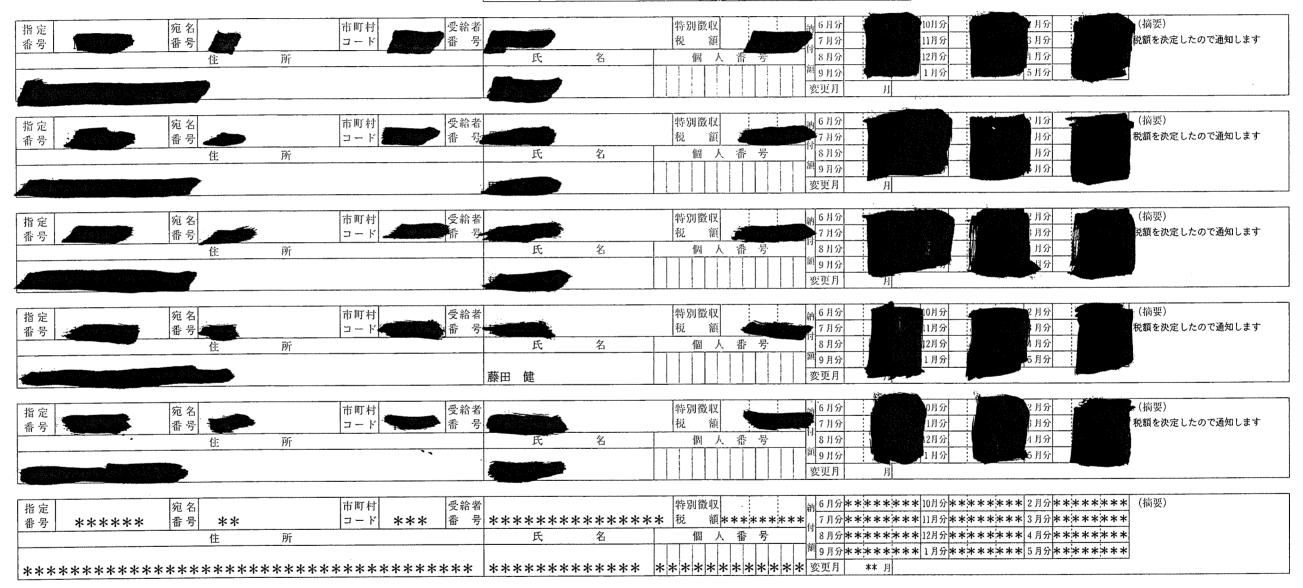
009M30-0052276#



地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並 びに葛飾区特別区税条例第33条の規定によって、 令和 3年度 給与所得等に係る特別区民税及び都民税の特別徴収税額を下 記のとおり決定(変更)したので通知します。

令和 3年 5月19日

葛飾区長



A - 11

1頁

個人番号又は法人番号 氏名又は名称 KCCSモバイルエンジニアリング 義務者 株式会社

12,403 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して書面により審査間求をすることができます。この決定の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの裁行により生する著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴えを提起することができます。なお、上記の場合のこの決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(高師区長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることやこの決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることやこの決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

009M30-0052276#

001/001